

## ○ 政策目標8-1：地震再保険事業の健全な運営

**政策目標の内容及び  
目標設定の考え方**

地震再保険事業は、民間の損害保険会社が引き受けた地震保険の責任のうち、日本地震再保険株式会社を通じて、民間の負担力を超えるところを政府が再保険し、官民が保険責任を分担する形になっており、地震の規模に応じて政府が保険責任を担う仕組みです。

地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）第1条では、「この法律は、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もつて地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。」とされており、この目的の実現には、地震再保険事業の適切かつ健全な運営が重要となっています。

このような認識の下、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努め、保険会社等に対して、地震保険の更なる普及活動を行うよう支援・意見交換を行うとともに、地震保険検査を実施していきます。

**上記の「政策目標」を達成するための「施策」**

政8-1-1：地震保険制度の安定的な運営

政8-1-2：地震保険の普及

政8-1-3：地震保険検査の実施

**関連する内閣の基本方針**

該当なし

**施策** 政8-1-1：地震保険制度の安定的な運営**取組内容**

被災者の生活の安定に寄与するとの地震保険の目的を達成するため、官民で連携して、迅速・確実な再保険金の支払体制を確保することにより、契約者に対し保険金が迅速に支払われるよう努めています。

また、近年の地震災害による保険金支払により、民間危険準備金残高が減少する中、今後も首都直下地震、南海トラフ地震等の発生が懸念され、地震保険制度の安定的な運営が求められています。

このため、保険金の迅速な支払に加え、令和2年度から行っている民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施するとともに、関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努めます。

**定性的な測定指標**

[主要] 政8-1-1-B-1：安定的な地震保険制度の運営の確保

(令和6年度目標)

大規模な地震発生時にも民間の損害保険会社から契約者に対し保険金が迅速に支払われるよう、政府が迅速・確実に再保険金を支払うことで、契約者の地震保険制度に対する信頼性を確保するよう努めます。また、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施するとともに、関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努めます。

(財務省6政8-1)	
<b>(目標の設定の根拠)</b>	
<p>地震保険の目的である被災者の生活の安定に寄与するためには、大規模な地震発生時にも保険金が迅速に支払われるよう、政府が再保険金を迅速・確実に支払うことが重要であるためです。</p> <p>また、今後も継続的に制度の検証を行い、安定的な地震保険制度の運営の確保を目標に努めていくことが必要です。</p>	
<b>今回廃止した測定指標とその理由</b>	
該当なし	
<b>参考指標</b>	<p>○参考指標1「地震保険制度における政府と民間の責任(危険)準備金残高」</p> <p>○参考指標2「過去の地震災害の支払額(元受保険会社の支払額)」</p>
<b>施策</b>	政8-1-2：地震保険の普及
<b>取組内容</b>	<p>広く国民の目に留まるよう更なる広報活動に努めるとともに、保険会社等における地震保険の説明についてその充実を図ることにより、周知啓発を強化していきます。</p> <p>具体的な広報活動については、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国においては全国どこでも地震発生の可能性があること、</li> <li>・ 地震による被災後の生活再建に寄与するといった地震保険の意義を認識してもらうこと、</li> <li>・ 政府が再保険を行うことにより、ノーロス・ノープロフィットの原則(用語集参照)の下、できる限り低廉な保険料率で大規模な地震にも対応しうる保険であること、</li> <li>・ 地震保険料控除による税制上のメリットがあること、</li> </ul> <p>といった内容について、財務省ウェブサイトやSNS等を活用して実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換などの普及促進に向けた取組を行っていきます。</p>
<b>定性的な測定指標</b>	
[主要] 政8-1-2-B-1：地震保険の普及促進に向けた取組	
<b>(令和6年度目標)</b>	
財務省ウェブサイトやSNS等を活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。	
<b>(目標の設定の根拠)</b>	
「地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ(令和2事務年度)」や、第46回行政改革推進会議(令和3年12月9日)の「特別会計に関する検討の結果の取りまとめ」等において、地震保険の更なる普及促進の必要性が確認されたこと等を踏まえ、地震保険の普及促進を目標として設定しました。	
<b>今回廃止した測定指標とその理由</b>	
該当なし	
<b>参考指標</b>	○参考指標1「地震保険の普及率等の推移」

<b>施策</b>	政8-1-3：地震保険検査の実施					
<b>取組内容</b>	<p>地震保険を取り扱う保険会社等に対して、地震保険に関する法律第9条に基づき、政府の再保険事業の健全な経営を確保するため、保険会社等が行う地震保険契約において、限度額を超える契約を行っていないか、保険金の支払にあたり損害区分の認定を誤っていないか等の視点で関係書類の検査を実施します。</p> <p>また、検査予定日を早めに設定し日程調整を行うことや、必要に応じてオンラインによるヒアリングを活用することで、効果的・効率的な検査を行います。</p>					
<b>定量的な測定指標</b>						
[主要] 政8-1-3-A-1：地震 保険検査先数の推 移	<b>年度</b>	<b>令和2年度</b>	<b>3年度</b>	<b>4年度</b>	<b>5年度</b>	<b>6年度 目標値</b>
	目標値	5社	4社	4社	5社	5社
	実績値	2社	4社	4社	N.A.	
<p>(注1) 自然災害の発生等やむを得ない事情により保険会社等において検査受任が困難となり、検査を実施できなかった場合には、当該事情を総合勘案し政策評価を行います。</p> <p>(注2) 令和5年度の実績値は、令和6年3月末に確定するため、令和5年度の実績評価書に記載します。</p> <p>(出所) 大臣官房信用機構課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>地震保険の引受けを行っている保険会社等(令和5年7月時点：27社)のうち、検査の必要性が認められる保険会社等に対して、おおむね3年から4年の周期で実施しており、令和6年度は5社を目標値とします。</p>						
<b>今回廃止した測定指標とその理由</b>						
該当なし						
<b>参考指標</b>	該当なし					

政策目標に係る予算額	令和3年度	4年度	5年度	6年度当初	令和6年度行政事業レビュー番号
(項) 再保険費	107,341,454 (注2)千円	109,940,861千円	108,890,915千円	113,241,096千円	
(事項) 地震再保険金 支払に必要な経費	107,341,454千円	109,940,861千円	108,890,915千円	113,241,096千円	
地震再保険事業	107,341,454千円	109,940,861千円	108,890,915千円	113,241,096千円	(注3)
(項) 事務取扱費	2,181千円	2,181千円	2,180千円	2,196千円	
(事項) 地震再保険事 業に必要な経費	2,181千円	2,181千円	2,180千円	2,196千円	(注3)
合計	107,343,635千円	109,943,042千円	108,893,095千円	113,243,292千円	

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標8-1に係る予算額を記載しています。

(注2) 令和3年度において、特別会計予算予算総則第19条第1項第2号の規定により、再保険費(69,215,716千円)を増額しており、増額後の金額は、176,557,170千円となります。

(注3) 行政事業レビューの対象か否か及び対象となった場合の番号は、確定後に記載します。

<b>担当部局名</b>	大臣官房信用機構課	<b>政策評価実施予定時期</b>	令和7年6月
--------------	-----------	-------------------	--------